

RE-SP-0007

Edition July 2019

風力発電関連技術 第三者検証要領

## 目 次

1. 改訂記録 .....	2
2. 適 用 .....	3
2.1 一般	
3. 用語の定義 .....	3
3.1 一般	
4. 一 般 .....	3
4.1 言語と単位	
4.2 情報の提供	
4.3 依頼者からの文書提出	
5. 業務提供の条件 .....	3
5.1 一般	
5.2 機密保持	
5.3 解釈	
6. 責任 .....	4
6.1 責任	
6.2 補償	
6.3 補償請求	
7. 準拠法及び合意管轄等 .....	5
7.1 準拠法及び合意管轄等	
8. 審査の実施 .....	5
8.1 審査	
9. 審査申込に係る手続 .....	5
9.1 初回申込	

**1. 改訂記録**

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2019.07.01	—	新規制定

## 2. 適用

### 2.1 一般

- 1. 本要領は、風力発電関連技術に係る第三者検証について規定する。
- 2. 原則として、風力発電に係る事項について依頼された内容を第三者の立場で技術的な観点での審査・評価を行ない、その結果を文書でまとめることとする。

## 3. 用語の定義

### 3.1 一般

- 1. 本要領で用いる主な用語及び定義は、次による。
  - (1) 「依頼者」とは、風力発電関連技術 第三者検証審査申込書を提出する者をいう。
  - (2) 「NK-PASS」とは、本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。

## 4. 一般

### 4.1 言語と単位

- 1. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における言語は、原則として日本語とする。本会が適当と認める場合は、英語として差し支えない。その他の言語は、これを受け付けない。
- 2. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における単位は、SI 単位系を原則とする。
- 3. 本会が発行する報告書は、原則として日本語にて作成するものとする。ただし、依頼者からの要望に応じて英語にて作成する場合がある。

### 4.2 情報の提供

- 1. 依頼者は、本会が検証業務の提供に関し、必要と認める十分かつ正確な情報（図書や記録等）を提供しなければならない。本会が要請する図書の提出には応じなければならない。

### 4.3 依頼者からの文書提出

- 1. 本会が要求する提出図書の提出方法は、原則として NK-PASS を利用するものとし、本会が適当と認める場合は、郵送及びメールで提出してよい。

## 5. 業務提供の条件

### 5.1 一般

- 1. 本項に定める条件は、風力発電技術に係る第三者検証に係る本会が提供する一切の業務（以下「業務」という。）に適用し、本会がこの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。
- 2. 本会は、この業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。

- 3. この業務の提供は、次の(1)及び(2)に示す条件を前提として、本要領に従いこれを行う。
- (1) この評価については、依頼者の責任において作成された検討結果をまとめた資料の内容について、本会が第三者の立場で検証を行うものであり、この評価に係る本会が発行する文書又は提供する情報等いかなる記述も本件関係者の製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものではない。
  - (2) この評価結果に係る文書は、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて証明または報告するものではなく、当該文書の利用者または第三者が被る直接的及び間接的損害に対して、本会はいかなる責任を負うものではない。
- 4. この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書のいかなる記述も、依頼者、又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。
- 5. この業務提供に係る手数料については、次の条件を前提としてこれを行う。
- (1) 本会が提供する検証業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定による。本会は手数料等の定めを、任意に変更する権利を有する。
  - (2) 本会が発行する検証業務に関する見積書は、発行時点の手数料等の規定に基づいており、手数料等が変更される、又は係る工数が見積時点から大幅に変更となる場合には、再度見積書を作成し、依頼者に提示する。
  - (3) 本会の検証業務に関する手数料等は、検証業務完了後に、本会が別途定める規定に従い請求し、請求書発行日から 60 日以内に依頼者より支払われるものとする。
  - (4) 支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
  - (5) 本会は、依頼者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既実施部分についての手数料を、依頼者から申し受ける。

## 5.2 機密保持

- 1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に限ってはこれを開示する。
- 2. 前-1.項の規定に拠らず、本会は依頼者の求めに応じて機密保持契約書を締結することができる。当該契約書の内容については、別途協議の上これを定めるものとする。

## 5.3 解釈

- 1. この業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

## 6. 責任

### 6.1 責任

- 1. 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務の提供の際の作為、不作為又は過失

に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

## 6.2 補償

-1. 6.1 項の規定にかかわらず、依頼者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

## 6.3 補償請求

-1. 6.2 項に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

## 7. 準拠法及び合意管轄等

### 7.1 準拠法及び合意管轄等

-1. 本要領に関する解釈は日本国の法律に準拠するものとし、本要領に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 8. 審査の実施

### 8.1 審査

-1. 依頼者からの申請に基づき、その審査対象に応じて個別に審査を実施することとする。

## 9. 審査申込に係る手続

### 9.1 申込

- 1. 審査申込の受理は、「風力発電関連技術 第三者検証 審査申込書」の提出を受けて行なうものとする。なお、依頼者は、当該申込書の提出を以って、本要領の内容に同意したものとみなされる。
- 2. 本会は、依頼者から審査申込書の提出があったときは、当該申込書の記載事項に不備がないことを確認の上、これを受理し、受理印を押印した審査申込書を依頼者へ送付する。
- 3. 検証業務に係る手数料については、審査申込の内容に応じて 5.1-5. の定めに従って作成する見積書により、本会から依頼者へ提示する。また、依頼者からの求めに応じて発注等の処理を別途行うものとする。

以上